

水道料金・下水道使用料のあり方について

目次

1. これまでの審議状況
2. 川口市の水道料金・下水道使用料（概要）
3. 川口市が目指す料金・使用料体系方針（案）
 - ①基本水量の見直し
 - ②従量料金における逡増度の緩和
4. 料金・使用料体系方針（案）まとめ

1. これまでの審議状況

1. これまでの審議状況

水道料金・下水道使用料のあり方についての審議経過

開催日	概要
令和6年 7月22日	・諮問
令和6年 7月22日	・上下水道事業を取り巻く状況について ・上下水道事業計画について ・埼玉県営水道料金と埼玉県流域下水道維持管理負担金の改定について
令和6年 10月 2日	・水道料金・下水道使用料の料金体系について ・川口市の水道料金・下水道使用料について ・口径別の使用水量・栓数について
令和6年 10月24日	・「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」、「川口市公共下水道事業経営戦略」の改訂について
令和7年 1月14日	・川口市上下水道局の経費節減・業務効率化の取り組みについて ・埼玉県の水道料金及び流域下水道の維持管理・建設負担金の改定による川口市への影響について ・川口市の上下水道事業の現状及び今後の見通しについて
令和7年 3月19日	・水道料金・下水道使用料の改定率、改定時期について ・水道料金・下水道使用料の基本的な考え方や改定率算出方法等の説明

1. これまでの審議状況

水道料金について

水道事業の現状

- ・ 川口市の配水量の約9割を占める埼玉県営水道の料金値上げ
- ・ 資材価格や燃料費の高騰と労務単価の上昇に伴う費用の増加
- ・ 給水収益の伸び悩み

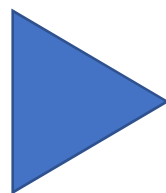
今後の収益や事業計画を踏まえた「アクアプラン 第3期改訂版」の見込みでは経常利益は年々減少し、令和10年度には経常損失が発生。

令和8年度から補填財源が不足、令和9年度には現金残高がマイナスに。

→このままでは、必要な事業の実施が困難に
今後の事業の推進のため、速やかな改定が不可欠

水道料金の算定

- ・ 「総括原価方式」を採用
- ・ 算定期間は、令和8年度～令和11年度（4年間）
- ・ 資産維持費を計上



財政収支状況及び
市民への周知等を考慮し、
改定時期は、令和8年4月1日

平均**26.74%**の
料金改定が必要である。

1. これまでの審議状況

下水道使用料について

下水道事業の現状

- ・ 埼玉県流域下水道の維持管理費負担金及び建設費負担金引き上げ
- ・ 資材価格や燃料費の高騰と労務単価の上昇に伴う費用の増加
- ・ 水需要の減少傾向に伴う下水道使用料収入の減少

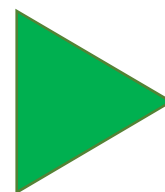
経費回収率は恒常的に100%を下回っており、不足する財源は基準外の一般会計を充てている。

「公共下水道事業経営戦略（令和7年3月改訂版）」の見込みでは、令和8年度以降は、令和7年度までを大幅に上回る規模の繰入金が必要となる。

→水道料金と同様に、今後の事業の推進のため、速やかな改定が不可欠

下水道使用料の算定

- ・ 「総括原価方式」を採用
- ・ 算定期間は、
令和8年度～令和11年度（4年間）



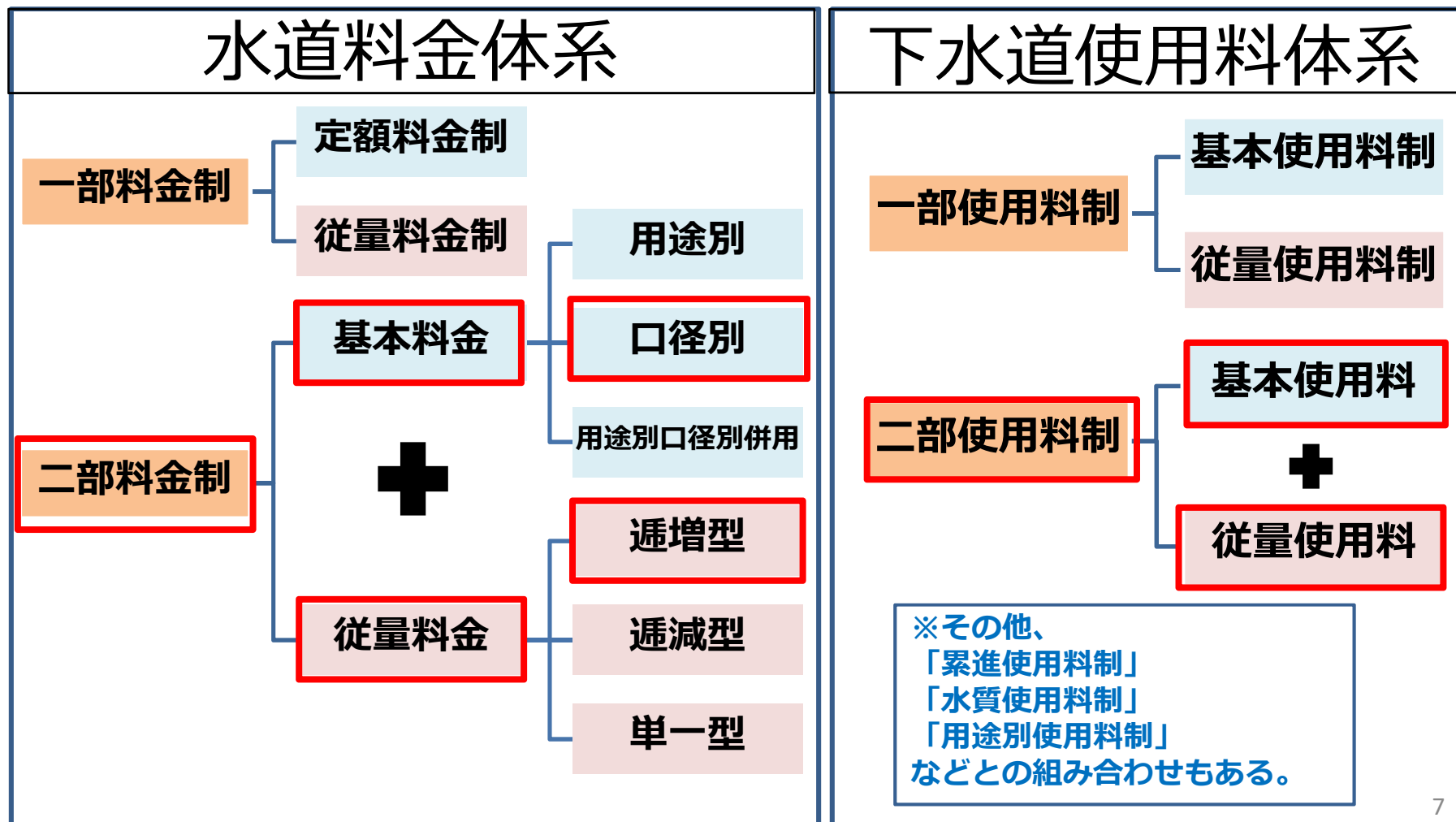
財政収支状況及び
市民への周知等を考慮し、
改定時期は、令和8年4月1日

平均**27.16%**の
使用料改定が必要である。

2. 川口市の水道料金・下水道使用料（概要）

2. 川口市の水道料金・下水道使用料（概要）

川口市における水道料金及び下水道使用料の体系



2. 川口市の水道料金・下水道使用料（概要）

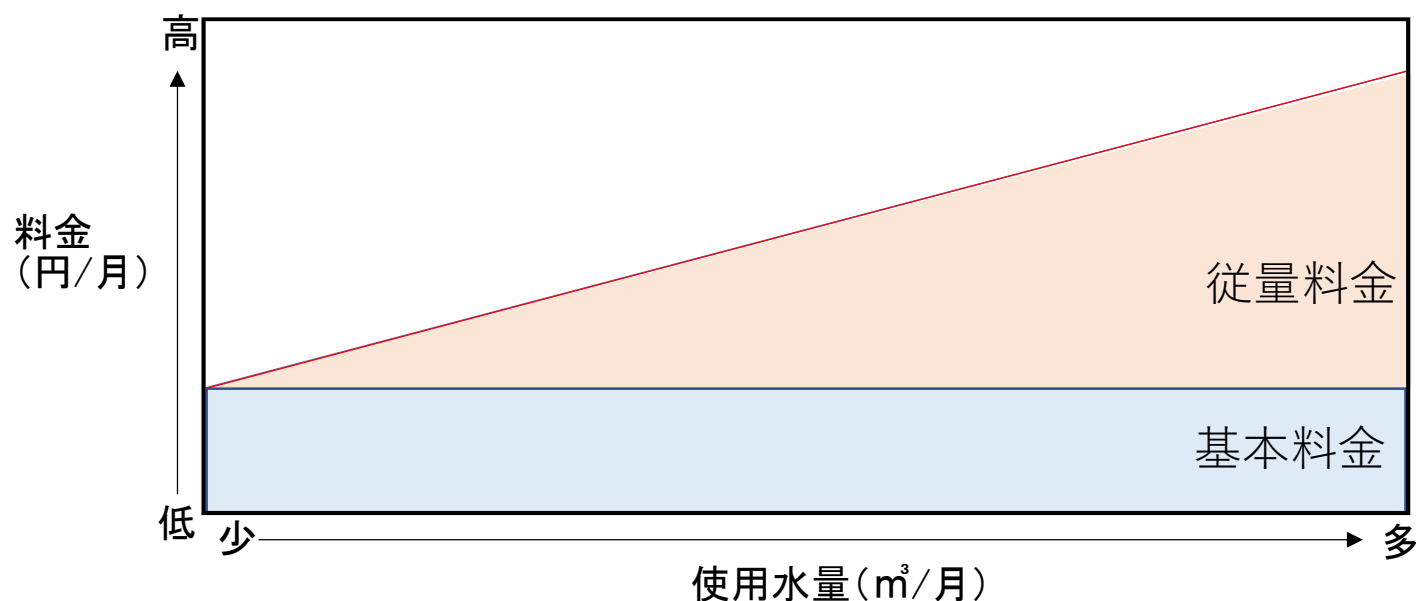
川口市が採用している「二部料金制」とは

基本料金



従量料金

二部料金制のイメージ



2. 川口市の水道料金・下水道使用料（概要）

川口市が採用している「口径別」とは

基本料金の体系（水道）

用途別

使用用途（例：家庭用、営業用、公衆浴場用等）により区分し、料金を賦課する方法

口径別

各使用者の水道メーターの口径の大きさにより区分し、料金を賦課する方法

用途別口径別併用

用途別と口径別、それぞれの料金体系で料金を賦課する方法

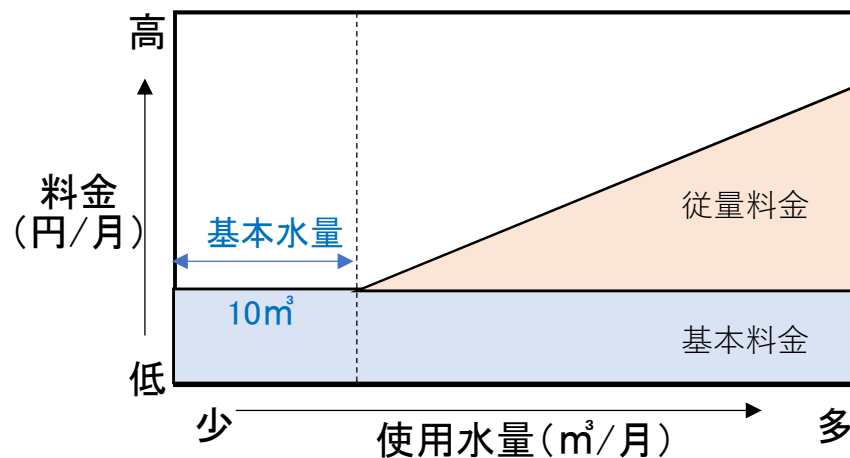
2. 川口市の水道料金・下水道使用料（概要）

川口市が採用している「基本水量」とは

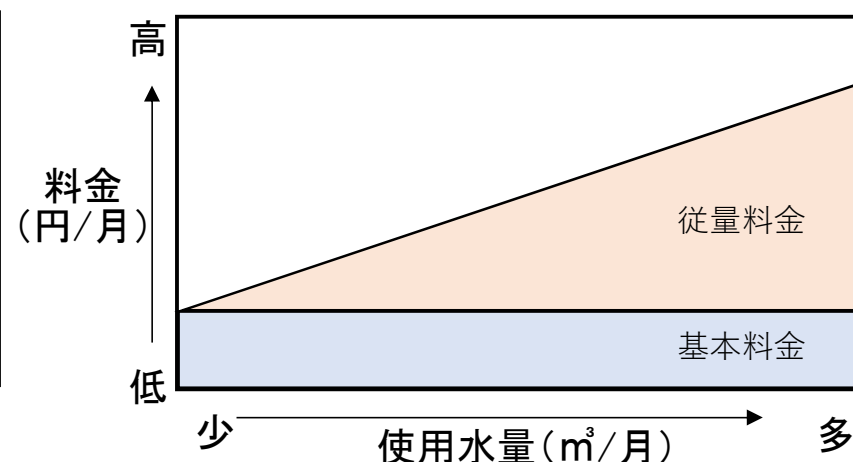
基本水量

公衆衛生の向上や生活環境の改善を図ることを目的として「基本料金」に付与される水量。基本水量内であれば定額料金（＝基本料金）となる。

本市では水道料金(口径25mm以下)と下水道使用料(公衆浴場用除く)に、基本水量を 10m^3 で設定。
水道料金（公衆浴場用）に、基本水量を 100m^3 で設定。



基本水量ありのイメージ



基本水量なしのイメージ

2. 川口市の水道料金・下水道使用料（概要）

川口市が採用している「逦増型」とは

従量料金

逦増型

使用水量が増加するに従い単価が上がる料金制度

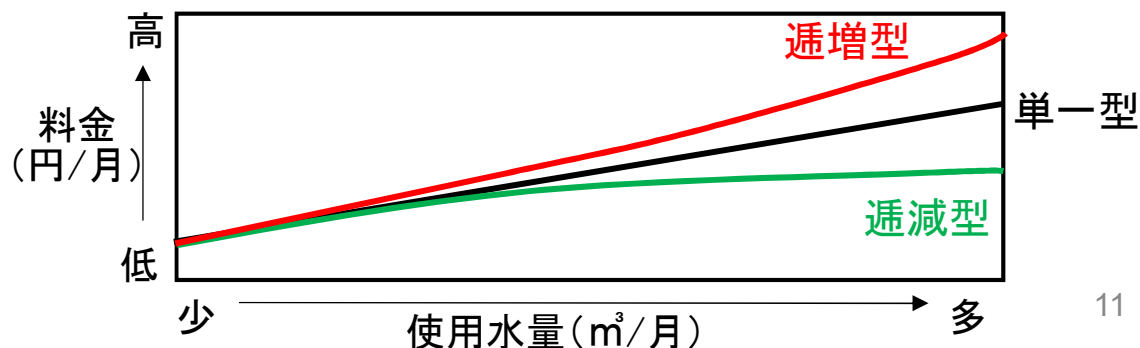
逦減型

使用水量が増加するに従い単価が下がる料金制度

単一型

使用水量の多寡に関わらず、単価を均一とした料金制度

従量料金（型別）
イメージ



2. 川口市の水道料金・下水道使用料（概要）

川口市の料金・使用料体系（現行）

基本料金

基本水量あり(10m³)、口径別(水道)

※口径30mm以上の水道及び公衆浴場用を除く

従量料金

逦増型

水道料金

口径 (mm)	基本料金		従量料金（1mにつき）		
	料金 (税込)	基本水量	使用水量	料金 (税込)	
13	1,111円	10m ³ まで	0超～10m ³	0.0 円	
			10m ³ 超～20m ³	173.8 円	
20	20m ³ 超～50m ³		281.6 円		
	50m ³ 超～100m ³		330.0 円		
25	100m ³ 超～200m ³		376.2 円		
	200m ³ 超～		422.4 円		
30	3,190円			0超～100m ³	330.0 円
40	5,126円			100m ³ 超～200m ³	376.2 円
50	13,310円			200m ³ 超～500m ³	422.4 円
75	24,948円			500m ³ 超～1,000m ³	431.2 円
100	44,352円	1,000m ³ 超～		470.8 円	
150	110,880円	100m ³ 超～200m ³		140.8 円	
200	217,602円	200m ³ 超～500m ³		157.3 円	
		500m ³ 超～		171.6 円	
公衆浴場用	8,668円	100m ³ まで	100m ³ 超～200m ³	140.8 円	
			200m ³ 超～500m ³	157.3 円	
			500m ³ 超～	171.6 円	

下水道使用料

種別	基本料金		従量料金 (1m ³ につき)	
	料金 (税込)	基本水量	使用水量	料金 (税込)
一般汚水	975.7 円	10m ³ まで	0超～10m ³	0.0 円
			10m ³ 超～20m ³	102.3 円
			20m ³ 超～50m ³	123.2 円
			50m ³ 超～100m ³	144.1 円
			100m ³ 超～200m ³	163.9 円
			200m ³ 超～500m ³	184.8 円
			500m ³ 超～1,000m ³	206.8 円
			1,000m ³ 超～2,500m ³	228.8 円
			2,500m ³ 超～	253.0 円
公衆浴場 汚水			1m ³ につき	31.9 円

(1月あたり・税込)

3. 川口市が目指す料金・使用料体系方針（案）

3. 川口市が目指す料金・使用料体系方針（案）

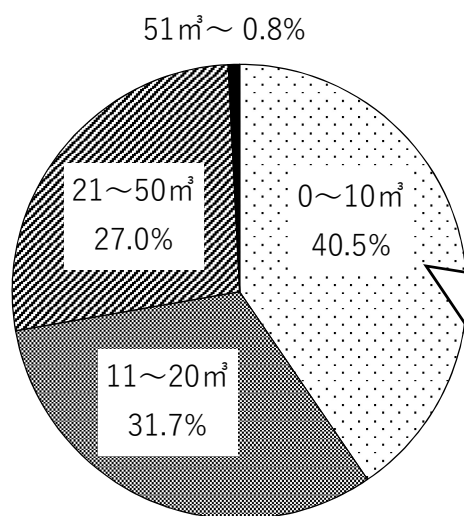
①基本水量の見直し

本市における水量別栓数割合

本市では、口径25mm以下の水道料金、公衆浴場用以外の下水道使用料に「基本水量（10m³）」を設定している。

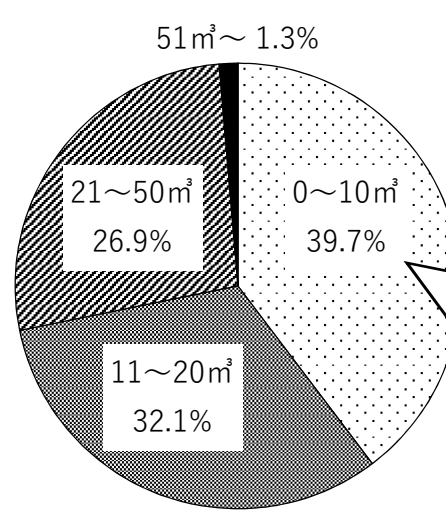
1か月あたりの使用水量が基本水量以内の栓数は約40%である。

水道料金



基本水量の内訳	
使用水量 (m³/月)	給水戸数 割合
0	4.9%
1	2.9%
2	2.4%
3	3.1%
4	3.7%
5	4.1%
6	4.1%
7	4.0%
8	3.9%
9	3.7%
10	3.6%

下水道使用料



基本水量の内訳	
使用水量 (m³/月)	戸数割合
0	3.9%
1	2.6%
2	2.3%
3	3.1%
4	3.8%
5	4.3%
6	4.2%
7	4.1%
8	3.9%
9	3.8%
10	3.7%

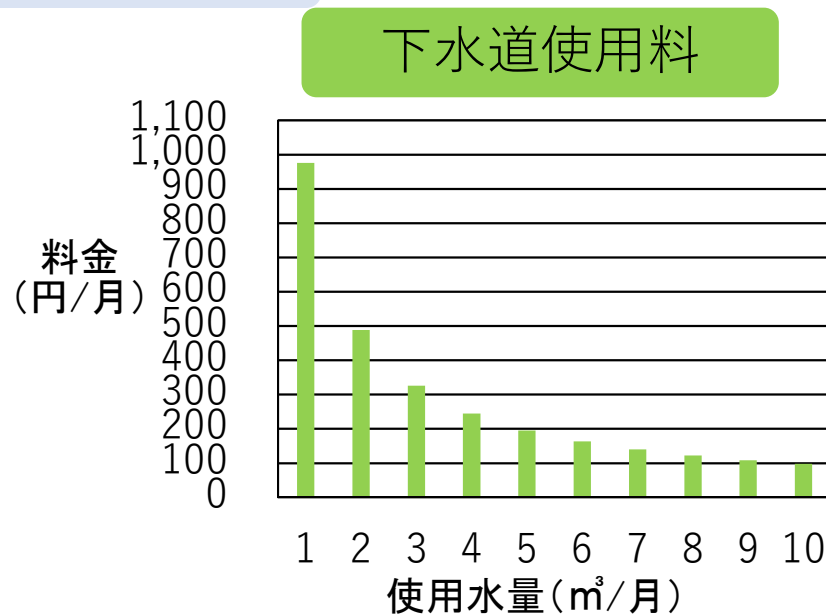
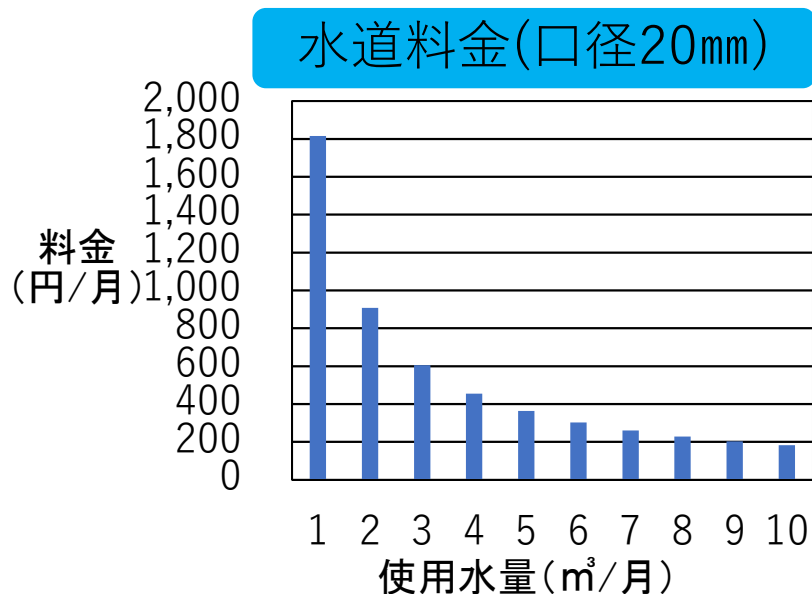
3. 川口市が目指す料金・使用料体系方針（案）

①基本水量の見直し

課題：使用者の公平性に欠ける

基本水量を設定することによって、1 m³使用した場合と10m³使用した場合で単価に大きな差が生じてしまい、公平性に欠けるなど、一律に付与している基本水量のあり方が課題となっている。

基本水量（10m³）以下の1m³あたりの単価



3. 川口市が目指す料金・使用料体系方針（案）

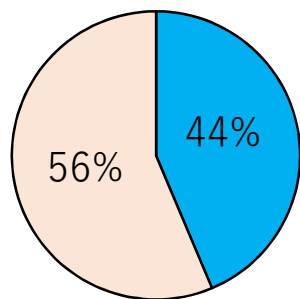
①基本水量の見直し

方針（案）：基本水量の廃止

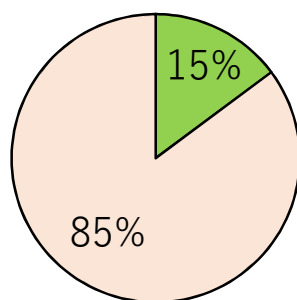
公衆衛生の向上や生活環境の改善を図るという目的は概ね達成しており、基本水量を継続して設定する必要性は低い。また、水道料金算定要領においても漸進的に解消することとされていることから、基本水量は廃止する方針とする。

基本水量の有無（県内）

水道料金(口径20mm)

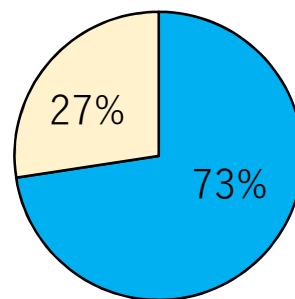


下水道使用料

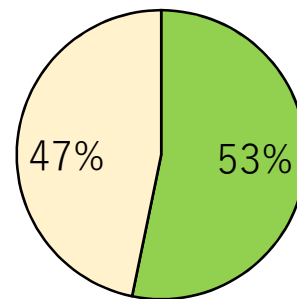


基本水量の有無（中核市）

水道料金(口径20mm)



下水道使用料



■ 基本水量なし □ 基本水量あり（令和7年4月現在）

3. 川口市が目指す料金・使用料体系方針（案）

②従量料金における逡増度の緩和

逡増度とは

逡増度とは、使用水量が多くなるに伴い1m³あたりの単価が高くなる度合いのこと。最高単価と最低単価を比較して算出する。

川口市の逡増度

水道料金

最高単価＝470.8円（口径30mm以上、水量1,001m³以上の単価）

最低単価＝1,111円（基本水量10m³、口径13mm基本料金）

→1m³あたり111.1円

逡増度＝最高単価(470.8円)÷最低単価(111.1円)÷**4.24**

下水道 使用料

最高単価＝ 253円（水量2,501m³以上の単価）

最低単価＝975.7円（基本水量10m³、基本料金）

→1m³あたり97.57円

逡増度＝最高単価(253円)÷最低単価(97.57円)÷**2.59**

3. 川口市が目指す料金・使用料体系方針（案）

②従量料金における逡増度の緩和

方針（案）：従量料金における逡増度の緩和

負担の公平性と経営の安定性の観点から、大口使用者に負担が偏っている逡増度については、一般家庭などの小口使用者が過度の負担とならないよう配慮しながら緩やかに見直していく。



従量料金における逡増度の緩和を目指す

4. 料金・使用料体系方針（案）まとめ

4. 料金・使用料体系方針（案）まとめ

方針案

以上の内容を踏まえ、本市における料金体系方針は以下のとおりとする。

水道 料金	料金構成	基本水量	用途別・口径別	従量料金
現行	二部料金制	あり	口径別	逡増型
今後の方針	二部料金制	なし	口径別	逡増型 (逡増度は緩和)

下水道 使用料	料金構成	基本水量	従量料金
現行	二部料金制	あり	逡増型
今後の方針	二部料金制	なし	逡増型 (逡増度は緩和)

4. 料金・使用料体系方針（案）まとめ

水道料金改定（案）

水道料金

（1月あたり・税込）

口径 (mm)	基本料金				従量料金（1㎡につき）			
	料金 (税込)	基本水量	増加幅 (税込)	改定率	使用水量	料金 (税込)	増加幅 (税込)	改定率
13	1,331円	撤廃	220円	19.80%	0超～10㎡	11.0 円	-	-
20	2,211円		396円	21.82%	10㎡超～20㎡	222.2 円	48.4 円	27.85%
25	2,882円		539円	23.00%	20㎡超～50㎡	358.6 円	77.0 円	27.34%
30	4,037円		847円	26.55%	50㎡超～100㎡	420.2 円	90.2 円	27.33%
40	6,490円		1,364円	26.61%	100㎡超～200㎡	477.4 円	101.2 円	26.90%
50	16,863円		3,553円	26.69%	200㎡超～	532.4 円	110.0 円	26.04%
75	31,614円		6,666円	26.72%	0超～100㎡	420.2 円	90.2 円	27.33%
100	56,210円		11,858円	26.74%	100㎡超～200㎡	477.4 円	101.2 円	26.90%
150	140,525円		29,645円	26.74%	200㎡超～500㎡	534.6 円	112.2 円	26.56%
200	275,781円		58,179円	26.74%	500㎡超～1,000㎡	545.6 円	114.4 円	26.53%
公衆浴場用	8,668円	100㎡ まで	0円	0.00%	1,000㎡超～	594.0 円	123.2 円	26.17%
					100㎡超～200㎡	140.8 円	0.0 円	0.00%
					200㎡超～500㎡	157.3 円	0.0 円	0.00%
					500㎡超～	171.6 円	0.0 円	0.00%

逦増度

4.24



4.12

4. 料金・使用料体系方針（案）まとめ

下水道使用料改定（案）

下水道使用料

（1月あたり・税込）

種別	基本料金				従量料金（1m ³ につき）			
	料金 （税込）	基本水量	増加幅 （税込）	改定率	使用水量	料金 （税込）	増加幅 （税込）	改定率
一般汚水	1,152.8 円	撤廃	177.1円	18.15%	0超～10m ³	11.0 円	-	-
					10m ³ 超～20m ³	132.0 円	29.7 円	29.03%
					20m ³ 超～50m ³	158.4 円	35.2 円	28.57%
					50m ³ 超～100m ³	184.8 円	40.7 円	28.24%
					100m ³ 超～200m ³	209.0 円	45.1 円	27.52%
					200m ³ 超～500m ³	235.4 円	50.6 円	27.38%
					500m ³ 超～1,000m ³	261.8 円	55.0 円	26.60%
					1,000m ³ 超～2,500m ³	290.4 円	61.6 円	26.92%
					2,500m ³ 超～	319.0 円	66.0 円	26.09%
公衆浴場 汚水			-	-	1m ³ につき	31.9 円	0.0 円	0.00%

逓増度

2.59



2.53